

居宅介護支援費用

2019年10月1日現在

(1) 居宅介護支援費

	対象介護度	(単位数)	利用料
居宅支援Ⅰ 1	要介護 1・2	1,057	月 12,050 円
(取扱件数 40 件未満)	要介護 3・ 4・5	1,373	月 15,652 円
居宅支援Ⅱ 1	要介護 1・2	529	月 6,031 円
(取扱件数 40 件以上 60 件未満。40 件以上 60 件未満の部分のみ適用)	要介護 3・ 4・5	686	月 7,820 円
居宅支援Ⅲ 1	要介護 1・2	317	月 3,614 円
(取扱件数 60 件以上。60 件以上の部分のみ適用)	要介護 3・ 4・5	411	月 4,685 円

【その他加算】

	算定条件	(単位数)	利用料
居宅支援初回加算	1 月につき	300	3,420 円
居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ	1 月につき	200	2,280 円
居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ		100	1,140 円
居宅支援退院退所加算Ⅰ 1	入院または 入所期間中 1 回を限度	450	5,130 円
居宅支援退院退所加算Ⅰ 2		600	6,840 円
居宅支援退院退所加算Ⅱ 1		600	6,840 円
居宅支援退院退所加算Ⅱ 2		750	8,550 円
居宅支援退院退所加算Ⅲ		900	10,260 円
居宅支援小規模多機能型連携加算	1 月につき	300	3,420 円
居宅支援看護小規模多機能連携加算		300	3,420 円
居宅支援緊急時カンファレンス加算	月 2 回限度	200	2,280 円
居宅支援ターミナルケアマネジメント加算	1 月につき	400	4,560 円

- ※1 居宅介護支援利用料は上記の通りですが、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- ※2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一か月あたり要介護度に応じた料金を一旦頂き、サービス提供証明書を発行

いたします。

サービス提供証明書を後日区市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。